

# 委託業務仕様書

## 1 背景と目的

令和3年7月に世界自然遺産登録が決定し、観光客の増加し、交流人口の増加を期待したが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客が減少しているため、アフターコロナを見据え、積極的な情報発信を行う。

インフルエンサーや SNS を活用した情報発信を企画立案・実施することで、『徳之島』の認知度を上げ、アフターコロナに向けた交流人口の増加につなげることを目指す。

更には、世界自然遺産登録地としてのブランドイメージを高め、徳之島の「自然」・「人」・「文化」等を素材とした観光プロモーション事業を推進し、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

## 2 業務内容及び実施期間

### (1) 委託業務内容

- ① 徳之島にゆかりのあるトップインフルエンサーや SNS を活用した情報発信を行い、アフターコロナを見据えた徳之島への誘客につながる観光プロモーション。
- ② 上記情報発信を行い、マイクロインフルエンサーを活用し、徳之島の特産品が持つポテンシャルを最大に活用し、「特産品 PR」の実施。
- ③ SNS 活用セミナーの実施。
- ③ その他事業の実施に際し必要な事。

### (2) 事業実施機関

契約締結日～令和5年2月28日

### (3) スケジュール

受注者が行う作業スケジュールについては、受注者が作成する工程計画に基づき、発注者と協議のうえ進めるものとする。

### (4) 報告書の作成及び提出

- ① 事業完了後、速やかに委託業務の成果をまとめた報告書を作成し提出する。
- ② 報告書の様式は担当者と協議のうえ決定する。

## 3 成果品

本業務に基づく次の成果品を求める。成果品の納入は業務の期間内に行うこと。

- (1) 委託業務報告書の提出（A4版）1部
- (2) 本業務で取得又は作成した資料等一式

#### 4 留意事項

- (1) 担当職員と連絡を密にして業務にあたること。
- (2) 受注者は、本業務を遂行上に得られた情報を許可なく第三者に開示してはならない。
- (3) 本業務の実施により得られた成果は、発注者に帰属する。
- (4) 本仕様書に疑義が生じた場合は、担当職員と協議し、その指示に従うこと。

#### 5 その他

これに定めのないものについては、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。